JQA 財団法人 日本品質保証機構
JAPAN QUALITY ASSURANCE ORGANIZATION

2005.8 発行
通巻27号

総合製品安全ニュース

- 台湾「商品検験法」改正に伴うセミナー開催
- CB制度情報
  - 2005年IECEE-CMC 上海会議報告
- Sマーク情報
  - Sマーク付き電気製品の店頭普及実績調査にみる普及率の推移
- 技術情報
  - オーディオ、ビデオ及び類似の電子機器-安全要求事項を対象とした2005年度UL-STP会議に関して
- 海外認証制度
  - 中国CCCマーク強制認証制度情報
- トピックス
  - 『医療機器事業者における改正薬事法Part4』セミナーのご案内
  - 電気用品安全法及びS-JQAマークセミナー（基礎編）のご案内

発行:(財)日本品質保証機構　安全電磁センター　事業推進課
〒157-8573 東京都世田谷区砧1-21-25 TEL.03-3416-5551 FAX.03-3416-5561

台湾「商品検験法」改正に伴うセミナー開催

―　7月12日 東京会場　7月14日 大阪会場　―

台湾「商品検験法」改正に伴うセミナーが7月12日(火)東京会場、7月14日(木)大阪会場にて開催されました。 今回のセミナーでは、台湾經濟部標準檢驗局(BSMI)六組の謝翰璋先生を講師に招き、台湾商品検験法における7月に変更された内容、技術解釈、最新情報など解説していただきました。

また、商品検験法に基づく指定試験機関である財團法人台灣電子檢驗中心(ETC)からも蔡文博先生、葉明時先生、胡銘杰先生を招き試験所の視点から試験における注意点などを語っていただきました。

講師:ＢＳＭＩ　謝　翰璋先生

2005年7月12日　東京会場

2005年7月14日　大阪会場

セミナー内容

１.台湾製品認証制度紹介
講師:BSMI　謝　翰璋先生
①管理制度の紹介
②規制対象となる品目
・デジタル機器(デジタルカメラ/デジタルビデオ)とテレビの試験要求事項
・予定されているデジタルテレビへの規制内容
・電気カーペット等などの要求事項
③技術書類に対する要求事項
・試験規格(IT/AV/UPS/アダプター)
・マルチメディア製品のためのガイド112
・表示要求と取扱説明書への表示要求内容
・CBレポートを利用した書換えの優位点
・審査における事前検証の手順
・検査技術会議の内容と重要な決議事項
-ACアダプターの特別の試験要求事項
-AV機器の試験規格の応用
-DC製品の試験要求事項
-試験における電圧
-組込みユニットの扱い
④ 任意製品認証制度(VPC)について
・任意認証制度の仕組みと背景
・対象品目と試験規格
⑤結論
⑥将来の動き
・商品検験の第三者認証制度
(RCB:Recognized　Certification　Body)など

２.EMC試験の注意事項
講師:ETC　蔡　文博先生
①AV端子とIT端子の両方を設けた製品の試験方法
②試験における注意点
・試験電圧について
・デジタルカメラ/ビデオのEMC試験方法
・IT機器のEMC試験によるクラスA機器の取扱説明書の扱い
・EMCにおける必要な技術書類の内容など

３.安全試験の注意事項
講師:ETC　葉　明時先生
①安全試験における試験期間
・ETCで実施する試験期間とCBレポート書換えによる試験期間
・未認可の電源コードの試験期間
・安全試験における必要な技術書類の内容など

４.申請および申請代行の手続き
講師:ETC　胡　銘杰先生
①ETCによる申請代行手順とJQA経由でのBSMIへの申請代行手順
②CBレポート書換えによる注意事項
③ETCを利用する利点
④JQAでのBSMI立会い試験についてなど

セミナーにおいて、ポイントとなる内容について紹介させていただきます。

1 2005年7月からRPC/TA検査方式に安全試験が追加される24品目の暫定扱いについて

今まで電磁環境試験のみの要求だった24品目が、2005年7月1日から安全試験も要求されるようになりました。このIT機器24品目について解説。

ポイント

公告が交付された2004年10月29日より前にすでに認証された場合と10月29日以降に認証された場合の製品かで暫定の扱いが違うので注意が必要です。

2005年7月により検査方式RPCまたはTAに安全試験が追加となる24品目において

官報2004年10月29日（中華民国93年10月29日発行）　第0930460841

●附表一の七項及び八項　24品目の内10月29日前に取得した品目（EMIだけの評価）の暫定扱いについて

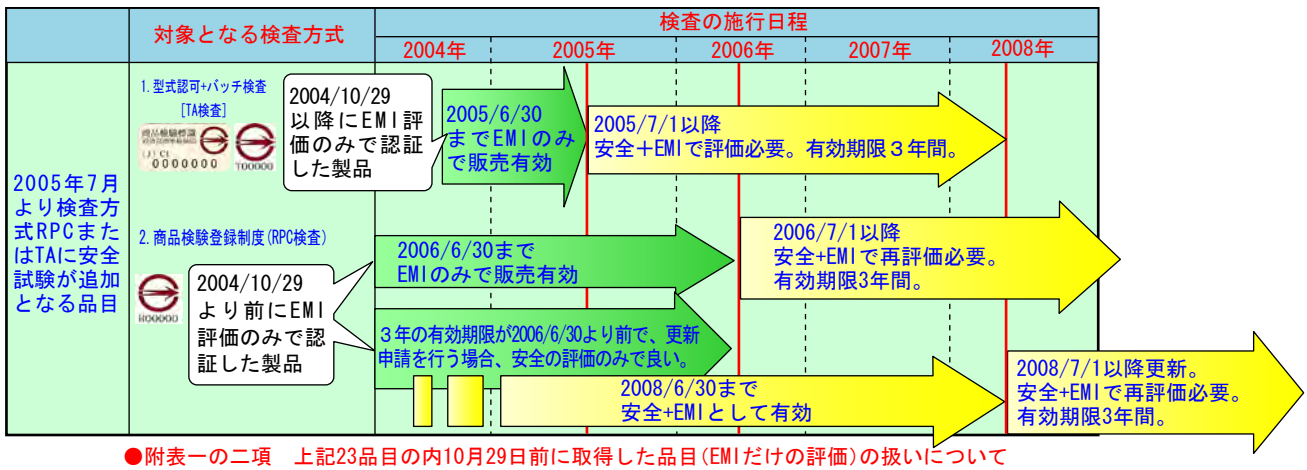

●附表一の二項　上記23品目の内10月29日前に取得した品目（EMIだけの評価）の扱いについて

AC電源およびACアダプターを使わない製品は、安全試験は対象外となりEMI試験のみ対象となる。

2 2005年6月24日公布された公告の緩和措置について

公告で公表された3品目の緩和措置について解説。

ポイント

3品目については、2005年7月1日より通関においてBSMIが発行した書類の提出が不要となりました。

下記3品目においての緩和措置

8504.40.20.00.3　組込み式スイッチング電源
8504.40.91.00.7　スイッチング式ACアダプター
8504.40.99.90.0　リニア式ACアダプター

官報2005年6月24日（中華民国94年6月24日発行）　経標字第09404605221号

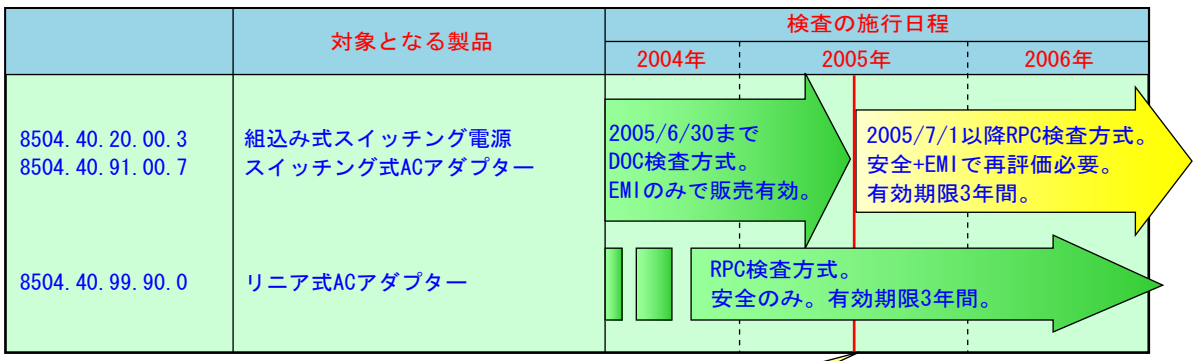

上記３品目は、2005年7月1日より、市場に販売する前にRPCで要求されたすべての検査を行うこと。ただし、通関においては、BSMIが発行した各証明書の書類が不要となった。

3 新たに規制が追加される品目について

2005年に追加される新たな製品品目や性能規制について解説。

ポイント

デジタルテレビにおいては3年をかけて性能部分が追加されます。

2005年に追加される新たな製品品目や性能規制について

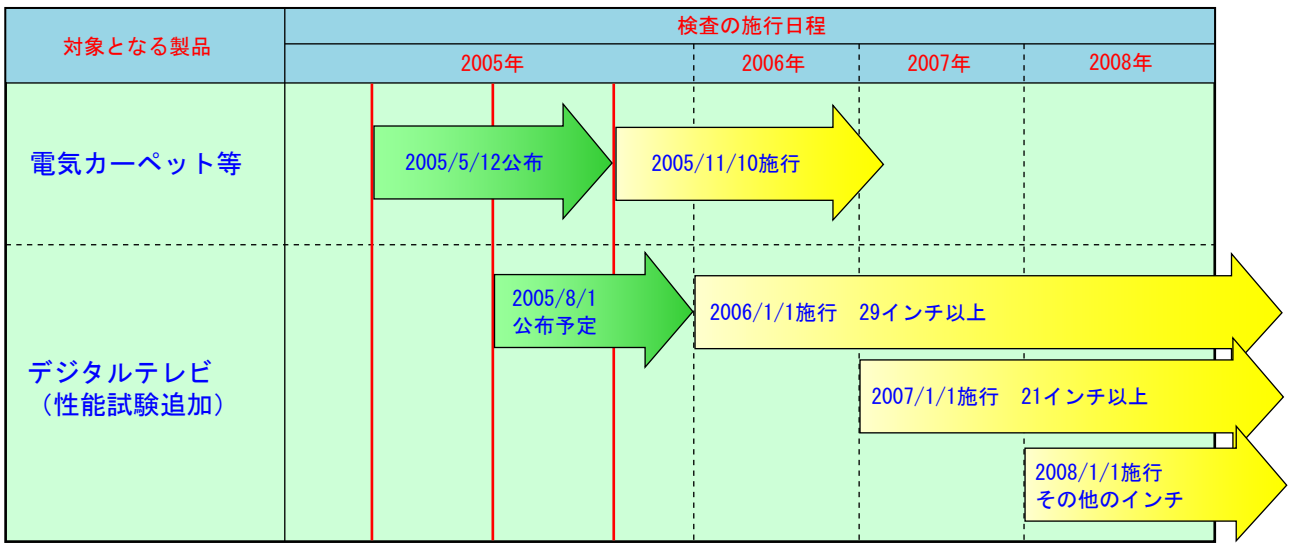

4 CBレポートの書換えの運用について

2005年7月1日を基点としたCBレポートの書換え作業の運用について解説。

ポイント

JQAのCBレポートを使って、台湾レポート(CNSレポート)に書換えを行う場合、製品サンプルは基本的に不要となります。また、7月1日以前より前のCBレポートを書換える場合、重要部品の認証書等の提示に代わり誓約書による代用が可能となります。

CBレポートのCNSレポートへの書換えについて

下記の緩和措置で対応されます。

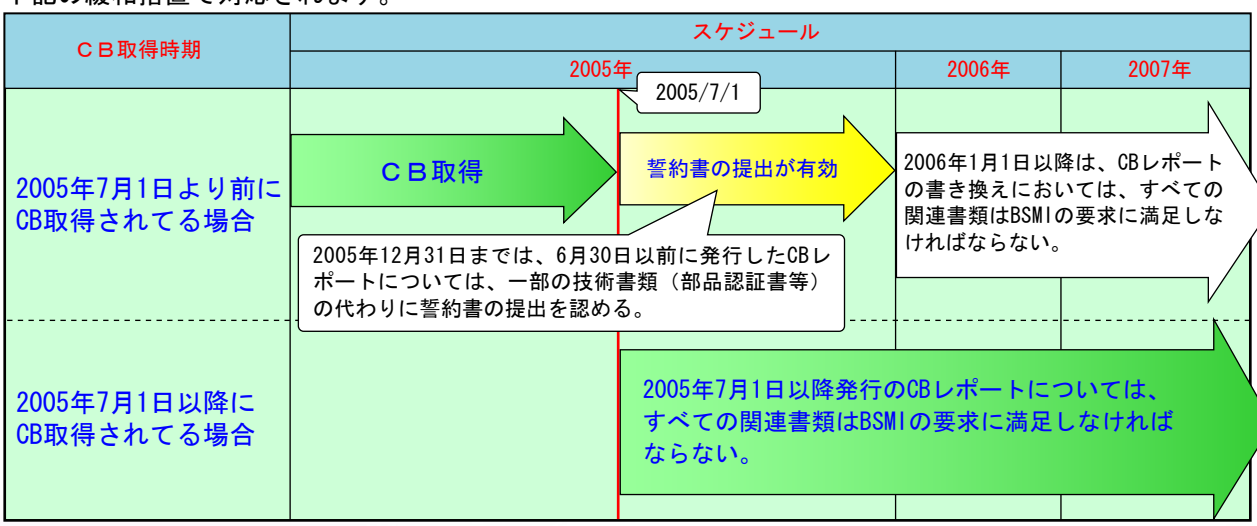

5 同梱されるACアダプターの扱いについて

セミナーで質問が多かった同梱されるACアダプターの扱いについて解説。

ポイント

製品とACアダプターを同梱する場合、同梱する製品によって扱いが違います。

1. 製品と同梱するACアダプターの場合
同梱機器は、商品検験法の対象製品(RPC/TA/DOC)

BSMI

1 検査方式 RPC　同　梱　IT機器　24品目　ACアダプター（スイッチング電源）

2 検査方式 DOC　同　梱　デジタルビデオカメラ　デジタルカメラ　ACアダプター（スイッチング電源）

3 検査方式 DOC　同　梱　IT機器　21品目　ACアダプター（スイッチング電源）

選択肢　その1
ACアダプターと単独で検査方式RPCを認証

EMC　：CNS13438(CISPR22)
安全　：CNS14336(IEC60950)
　　または
　　CNS14408(IEC60065)

選択肢　その2
同梱機器と一緒にACアダプターとの試験実施。
この場合、
Ⅰ.認証マークは、本体機器のみに表示
Ⅱ.認証書にACアダプターの型名を記載しない
Ⅲ.認証書に「ACアダプターは単独で販売しない」などの文面を表記要求。

上記1～3は、昨年公表されたBSMI広告経標字第0304608410号（公告日:2004年10月29日）の各品目群の備考欄に記載されている内容に基づいています。

4 同　梱　AV機器　家電機器　ACアダプター（スイッチング電源）

現在　要求されていない

近い将来下記の運用が採用される予定。
同梱機器と一緒にACアダプターとの試験実施。
この場合、
Ⅰ.認証マークは、本体機器のみに表示
Ⅱ.認証書にACアダプターの型名を記載しない
Ⅲ.認証書に「ACアダプターは単独で販売しない」などの文面を表記要求。

上記4のAV機器及び家庭用機器については、同梱されるACアダプターの運用について要求されていません。しかしながら、近い将来運用が決定される予定。
また、その他の製品については、過去の公告に同梱されるACアダプターの運用が明記されている場合は、その運用に従うこと。

2. 製品と同梱するACアダプターの場合
同梱機器は、商品検験法の対象外製品

同　梱　対象外商品　ACアダプター（スイッチング電源）

現在　要求されていない

ただし、消費者保護法などの要求からRPCを取得することを推奨している。

近い将来の動き

- VPC(任意認証制度)
- 医療機器への拡大
- 強制品目の拡大

2005年IECEE-CMC上海会議報告

第8回IECEE－CMC(認証管理委員会)会議が、上海(ウエスティン上海ホテル)にて、2005年6月29日(水)～30日(木)の2日間開催されました。今年は中国がホスト国となりました。

IECEE加盟国の内、33カ国、総勢約100名が出席し、日本からはIECEE加盟機関のJISC(日本工業標準調査会)、IECEE国内審議委員会委員長、認証機関からTUV-RJ(テュフラインランドジャパン株式会社)が代表メンバーとして、JET(財団法人 電気安全環境研究所)、UL-Apex(株式会社ユーエルエーペックス)、JQA(財団法人　日本品質保証機構)がその他の認証機関として参加しました。

IECEE-CMC会議は、年1回加盟国が順次ホスト国となり定期的に開催されており、IECEE-CBスキーム等の運営、推進、発展に関する事項の審議が行われています。

来年のIECEE-CMC会議はアルゼンチンがホスト国になり、2006年6月22日～23日にブエノスアイレスで開催される予定です。

今回のIECEE-CMC上海会議の主なトピックスは以下の通りです。

CB証明書の証明内容の一般公開へ

発行されたCB証明書の証明内容（一部非公開の部分あり）について、試験的に２年間、一般に公開することが承認され、来年からIECEEホームページ（www.iecee.org）で公開される予定です。

CBブリテンの最新情報入手のためにオンライン検索データベースの開発へ

CBブリテンの情報（各国におけるCBスキーム参加規格（版、Amd.）情報、IEC規格との差異情報、規制等）をタイムリーに最新情報を入手するためにオンライン検索データベースの開発が進められています。

特定有害物質の環境側面に関してIECEE-CBスキームに導入する可能性も

特定有害物質に関する環境側面をIECEE-CBスキームに導入するための提案がありました。
この環境側面の導入に関しては、IECEEの上層委員会のCAB（適合性評価委員会）で審議中であり、審議結果によってはIECEE CBスキームに導入される可能性もあります。

CB証明書の発行・受入の統計の報告

NCB全体における2004年（1月～12月）のCB証明書発行及び受入れの実績は、発行36,408件（前年比6.3%増）、受入れ16,008件（前年比15%減）。CB証明書の発行は増加の傾向が続いています。

JQAがBoard of Appeal委員に任命

Board of Appeal（IECEE業務の苦情等に対する検討委員会）に安全電磁センター　安全試験部 次長　小野洋二が任命されました。

JQAにおけるCBスキーム情報

昨年のCMC京都会議において、EMC分野をCBスキームに拡大することが承認されました。それにともない、JQAはEMC分野の品目拡大を行い、IECEEからCB証明書の発行許可を受けております。

発行可能な規格の詳細につきましては、下記のアドレスをご参照ください。

http://www.iecee.org/cbscheme/Scope_NCB/jqa_scope.htm

Sマーク付き電気製品の店頭普及実態調査にみる普及率の推移

電気製品認証協議会（※注参照）では、日本電気大型店協会、全国電気商業組合連合会、日本百貨店協会及び日本チェーンストア協会のご協力を得て、主要電気製品のSマーク普及実態を把握するために定期的に店頭調査を実施しています。製造者、流通業者および消費者の皆様には今後ともSマークの普及・定着にご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

※注：電気製品認証協議会（会長：正田英介　東京理科大学教授）とは、平成6年に製造者団体、流通団体、消費者団体、認証機関など43団体及び学識経験者が参加し、電気製品等の安全性の向上及び普及に貢献することを目的に結成された日本で唯一の第三者認証制度を協議する団体です。

◆平成17年6月30日　電気製品協議会事務局資料

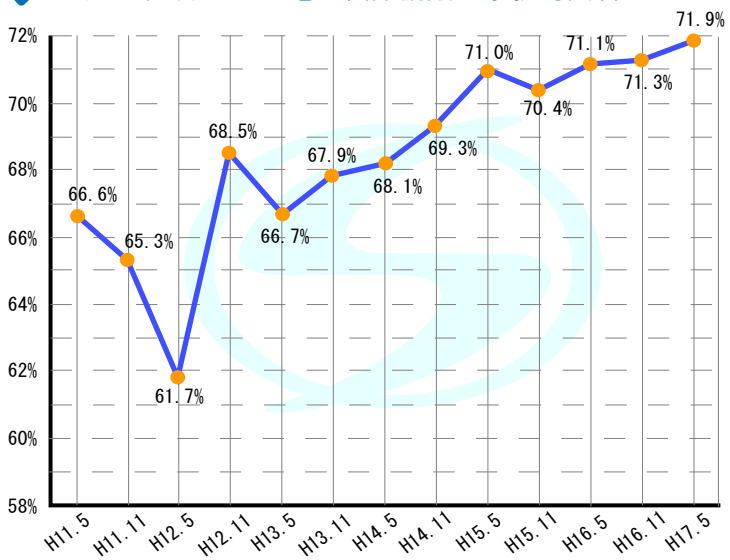

Sマーク普及率
７１．９％

調査数　＝　１７１６

電気ポット	95.3%
電子レンジ	89.1%
テレビ	86.3%
ＶＴＲ	80.0%

平成１７年５月調査

	H11.5	H11.11	H12.5	H12.11	H13.5	H13.11	H14.5	H14.11	H15.5	H15.11	H16.5	H16.11	Sマーク普及率	Sマーク該当数	調査数
電気炊飯器	89.0%	82.8%	83.4%	88.1%	88.9%	79.5%	79.5%	81.2%	82.1%	79.1%	95.8%	84.1%	88.6%	124	140
電気ポット	92.3%	96.0%	92.9%	99.1%	98.1%	91.6%	94.5%	100.0%	96.9%	96.3%	99.0%	94.5%	95.3%	102	107
電気アイロン	81.8%	85.4%	87.4%	88.4%	88.5%	85.6%	77.6%	87.8%	86.3%	84.1%	83.8%	82.8%	84.7%	50	59
オーブントースター	85.5%	79.3%	82.0%	87.5%	89.3%	84.1%	78.2%	80.0%	81.2%	80.3%	87.0%	75.6%	79.6%	39	49
コーヒーメーカー	54.7%	44.8%	61.8%	68.8%	71.7%	62.7%	74.1%	61.5%	69.1%	80.4%	67.9%	68.1%	73.0%	42	57
電気コタツ	－	27.9%	－	32.1%	－	35.0%	－	19.2%	－	15.2%	－	－	－	－	－
電気カーペット	－	70.8%	－	91.0%	－	74.0%	－	76.6%	－	82.1%	－	55.4%	－	－	－
電気ストーブ	－	64.9%	－	70.6%	－	84.4%	－	81.1%	－	86.2%	－	70.0%	－	－	－
ヘアードライヤー	76.7%	88.2%	77.3%	75.2%	86.5%	73.9%	85.8%	72.2%	78.0%	82.7%	87.2%	73.2%	68.8%	55	80
電気掃除機	55.0%	58.8%	64.8%	62.4%	73.5%	67.5%	60.0%	68.2%	68.1%	74.2%	73.9%	76.1%	76.6%	95	124
電気冷蔵庫	78.4%	77.8%	72.7%	76.3%	70.9%	69.5%	66.8%	64.8%	70.1%	70.1%	69.7%	78.5%	69.1%	94	136
電気洗濯機	84.7%	79.8%	66.4%	75.7%	86.2%	75.6%	77.9%	80.9%	76.2%	72.4%	75.6%	65.1%	73.8%	79	107
ルームエアコン	58.5%	49.8%	40.5%	57.3%	47.1%	58.2%	59.9%	56.5%	53.1%	52.2%	43.6%	38.4%	50.2%	142	283
空気清浄機	48.2%	51.4%	37.8%	34.0%	53.8%	54.5%	75.5%	63.9%	78.0%	74.6%	76.6%	64.0%	78.6%	33	42
フードプロセッサー	72.2%	66.7%	70.0%	73.9%	62.5%	42.9%	59.1%	78.3%	57.1%	39.1%	70.0%	54.2%	35.3%	12	34
扇風機	32.9%	－	35.6%	－	35.8%	－	38.6%	－	51.4%	－	45.2%	－	53.2%	59	111
電子レンジ	89.4%	82.4%	90.4%	88.9%	89.2%	86.0%	85.0%	84.1%	83.2%	77.9%	90.8%	86.1%	89.1%	82	92
テレビ受信機（21/28/32）	70.8%	71.3%	74.5%	74.1%	79.0%	83.9%	84.7%	87.4%	90.1%	84.0%	85.7%	91.2%	86.3%	113	131
ラジカセ	40.9%	47.1%	34.7%	40.8%	40.3%	34.1%	38.6%	44.0%	55.9%	67.2%	54.7%	－	－	－	－
CD・DVDﾌﾟﾚｲﾔｰ	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	59.6%	65.1%	84	129
VTR	73.4%	66.9%	71.9%	74.4%	70.1%	77.4%	75.8%	73.8%	85.2%	86.4%	89.7%	83.6%	80.0%	28	35
電気スタンド	27.9%	37.2%	12.1%	15.3%	14.7%	17.2%	15.5%	14.0%	18.7%	9.6%	9.2%	－	－	－	－
Sマーク普及率	66.6%	65.3%	61.7%	68.5%	66.7%	67.9%	68.1%	69.3%	71.0%	70.4%	71.1%	71.3%	71.9%	1233	1716

※テレビ受信機：21・28・32型並びにプラズマ32型タイプ・42型タイプ及び液晶テレビ26型タイプ・32型タイプ

技術情報

オーディオ、ビデオ及び類似の電子機器-安全要求事項を対象とした2005年度UL-STP会議に関して

オーディオ、ビデオ及び類似の電子機器-安全要求事項を対象とした、2005年度UL-STP会議が米国、ラスベガス フラミンゴホテルにて5月4日及び5日に開催されました。STP(Standards Technical Panel)会議は、「Producer, User, General」で構成されており、JQAはUserメンバーとして登録し会議に出席しております。

議題

1)タスクグループ レポート
2)2005年2月25日付けUL 60065の新規提案に対するコメント
3)浴室内に取り付けることを意図したオーディオ・ビデオ製品
4)棚ユニットを有するテレビジョン受信機
5)ユーザーが交換するプロジェクションランプ
6)壁掛けフラット・パネル・ディスプレイ
7)トップカバーの温度許容値改訂の提案
8)キャンドル・フレームの提案、及び関連コメント
9)クラス2、クラス3、あるいは電力制限された導体などを有するケーブル、配線管と同等のスピーカー巻き線に影響するNEC改訂

STP会議では、テーマの内容により事前にタスクグループを設け調査・研究を行います。今回は、バッテリー、インシュレーション、スモールパーツのタスクグループより報告がありました。

規格改訂に関しましては、今年度は2005年2月25日付け改訂案をSTPメンバーに送り、その内容を検討後、本会議で最終議論を行う為、比較的スムースに議事が進行しました。主な改訂案は、用語に関する事項、及びIEC60065のAmendment1を視野に入れた内容とＵＬ独自の関連規格UL2054(家庭用及び商用バッテリーの規格)、UL122(写真機器の規格)などを考慮することです。

また、上記議題の3から9は、それぞれのテーマについて火災や感電に対する議論が行われました。浴室内に取り付けることを意図したオーディオ・ビデオ製品に対しましては、新たなタスクグループを設け調査・研究を行うことになりました。

海外認証制度

中国CCCマーク強制認証制度情報

6月28日(火)から6月30日(木)まで中国においてCCCマーク工場検査員を対象としたセミナーが開催されました。セミナーでは認証機関への委託方法及びCCC工場検査員に対する工場調査の手順、実施方法についてトレーニングが行われました。そのセミナー情報をお知らせします。

●一般情報
１.CCCマーク認証に関する情報はすべてWEBサイトにより提供されています。規格の改訂等の重要内容もWEBサイト(中国語文)で公表されます。WEBサイト上の情報を適宜確認し、最新情報を把握することが必要です。今後はWEBサイトの英語版も充実させていくとのことでした。CCCマーク認証については下記のURLをご参照ください。
URL:http://www.cnca.gov.cn/20040420/column/227.htm
URL:http://www.sac.gov.cn/english/home.asp
URL:http://www.cqc.com.cn

２.オーディオ、情報機器製品の規格が改訂されています。WEBサイトで改訂内容の確認が必要です。手続きは適合要求期日までに最新版規格の要求を満足するための申請が必要です。最新規格の発行後、最新版での認証を受けていない場合、認証の一時停止、認証のキャンセルの場合があります。
なお、認証の一時停止(SUSPENSION)、認証のキャンセルにするかの判断は、CQCにて行います。

●工場検査
１.工場検査での要求調査事項及び工場検査レポートフォーマットは昨年度より変更はありません。
２.工場検査は基本的にCCCマーク付製品を基に、試験内容、品質管理等が実施基準(Implementation Rules)の要求事項に適合しているかを確認します。
３.工場検査にて不適合内容が発見された場合、不適合に対する是正計画を30日以内に提出していただきます。是正処置の実施内容は次回の工場検査時確認いたします。

問合せ:安全電磁センター
認証部　工場検査課
TEL:03-3416-0137　FAX:03-3416-2986

1.『医療機器事業者における改正薬事法Part4』セミナーのご案内

この4月より改正薬事法が施行されました。JQAは、登録認証機関として行政の指導のもと、本格的な認証の受付の準備をしているところです。そこで、今回、スムーズに申込みをしていただくためにセミナーを開催することにいたしました。

このセミナーでは、JQAの認証申請方法、試験業務について、最新情報も交えてご説明させていただきます。

今後の国内医療機器事業における薬事業務に関して貴重な情報を提供できることと考えておりますので、多数の参加をお待ちしております。

記

1. テーマ　：　医療機器事業者における改正薬事法セミナー

2. 日　　時:　東京会場　－　2005年　9月 9日(金)　14:00　～　16:20
　　大阪会場　－　2005年　9月12日(月)　14:00　～　16:20
　　名古屋会場　－　2005年　9月13日(火)　14:00　～　16:20

3. 場　　所:　東京会場　－　発明会館ホール(定員 250名)
　　最寄り駅:地下鉄銀座線虎ノ門駅下車3番出口　徒歩5分
　　(http://www.bekkoame.ne.jp/ha/id25154/page004.html)
　　大阪会場　－　財団法人　日本品質保証機構　ISO関西支部　(定員70名)
　　最寄り駅:JR新大阪駅下車　徒歩5分
　　(http://www.jqa.jp/12map/isokansai.html)
　　名古屋会場　－　安保ホール(定員80名)
　　最寄り駅:JR名古屋駅下車　徒歩２分
　　(http://www.abohall.com/koutuu2html)

4. 内　　容:　1. 認証申請、審査の概要について
　　(講師:JQA 安全電磁センター 認証部　医療機器認証課)
　　2. 薬事法申請用試験の対応について(安全試験、EMC試験)
　　(講師:JQA 安全電磁センター安全試験部　医療機器・信頼性試験課)
　　3. 認証ならびに試験の申請方法について
　　(講師:JQA 安全電磁センター　事業推進課)

5. 参加費　：　無　料

6. 申込方法:別紙申込み用紙にご記入の上、9月2日までにFAXまたはE-mailにてお申込みください。
　定員になり次第、締め切らさせていただきます。

7. 問合せ先:安全電磁センター　事業推進課　(TEL ： 03-3416-5551 ／ FAX ： 03-3416-5561)

2. 電気用品安全法及びS-JQAマークセミナー(基礎編)のご案内

輸入事業者の皆様を対象にセミナーを下記の通り開催いたします。

1. テーマ　：　電気用品安全法およびS-JQAマークについて(基礎編)

2. 日　　時:　2005年9月27日(火)
　14:00　～　16:30

3. 場　　所:　財団法人 日本品質保証機構
　安全電磁センター　6号館　3階　小講堂
　東京都世田谷区砧1-21-25
(小田急線成城学園前より渋谷行きバスで砧町下車。徒歩5分)

4. 内　容　：　1. 電気用品安全法の概要
　2. S-JQAマーク認証制度
　3. 質疑応答

5. 参加費　：　無　料

詳細につきましては、JQAホームページをご覧下さい。
http://www.jqa.jp

このセミナーに関するお問合せ先
安全電磁センター　事業推進課
TEL ： 03-3416-5551　FAX ： 03-3416-5561
E-mail: seta-safety-cstm@jqa.jp